

議案 第7号

【環境リサイクル支援部地球温暖化対策担当】

港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」等の一部改正に伴い、引用している法令の題名を変更するものです。

【法改正の背景】

現行の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律は、建築物分野におけるエネルギー消費量が著しく増加していることを踏まえ、建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることを目的としていました。

今後は、建築物分野においても、省エネルギーの徹底に加え、再生可能エネルギーの利用拡大の取組の強化が不可欠とされ、法の目的について、建築物の再生可能エネルギー利用設備の設置の促進を図ることを明確化する改正が行われました。

【条例改正の内容】

条例で引用している法令の題名を変更します。

- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
 - 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則
 - 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

【施行期日】

令和6年4月1日